

令和5年5月8日

保護者 様

県立吉川高等特別支援学校
校長 内山 徹

令和4年度 いじめ認知件数について（お知らせ）

昨年度、当校で発生した生徒間の諸問題のうち、県教育委員会に報告した「いじめ」認知件数について、下記のとおりお知らせします。

記

1 報告した「いじめ」認知件数・・・・・・7件（内、いじめ類似行為2件含む）

（1）概要（県指定の態様分類：いじめ1件につき複数の態様が含まれる場合あり）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。1件
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。4件（類似行為1件含）
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。1件
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。3件（類似行為1件含）
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。1件

（2）対応

個々の生徒に対する指導やサポートを行った。また、いずれも、加害生徒、被害生徒の双方の保護者に説明を行い、併せて今後の対応へ向けた検討も行った。

2 その他

（1）「いじめ」の定義

<新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）「いじめ類似行為」の定義

<新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項>

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（3）学校の取組

日頃から生徒一人一人の細かな見取りや支援を行うとともに、学校カウンセラーや他関係機関と連携を図りながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組んでいます。また、職員研修を実施し、いじめ問題への対応力の向上を図っています。

さらに、生徒が知ったときに「心身の苦痛を感じるであろう」と予想される、いじめに類似した行為についても、保護者の皆様にご連絡の上、ご協力を得ながら対応を行っています。

※お気付きの点は、遠慮なくご連絡くださいますようお願いいたします。

【担当】

県立吉川高等特別支援学校

教頭 西山 賢

TEL 025-539-3235